

平成21年3月31日

(仮称) ミックスペーパー・その他プラスチック資源化処理施設建設に係る自主的環境影響評価審査書の公告について (お知らせ)

標記事業について、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第25条の規定に準じて、自主的環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

1 事業者

川崎市

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市川崎区宮本町1番地

2 事業の名称及び所在地

(仮称) ミックスペーパー・その他プラスチック資源化処理施設建設

川崎市川崎区浮島町509番地1

3 自主的環境影響評価審査書公告年月日

平成21年3月31日(火)

4 問い合わせ先

川崎市環境局施設部施設課

電話番号 044-200-2572

(環境局環境評価室 担当)

電話 200-2156

(仮称) ミックスペーパー・その他プラスチック 資源化処理施設建設に係る自主的環境影響評価審査書

平成21年3月

川 崎 市

はじめに

(仮称) ミックスペーパー・その他プラスチック資源化処理施設建設(以下「事業」という。)は、川崎市(以下「事業者」という。)が、川崎区浮島町509番地1の川崎市浮島処理センター内の約0.6haの区域において、「川崎市一般廃棄物処理基本計画(かわさきチャレンジ・3R)」等に則り、リサイクルの推進、分別収集の拡充に向けて、ミックスペーパー及びその他プラスチック製容器包装の資源化処理施設(ミックスペーパー処理能力:約70トン/日、その他プラスチック製容器包装処理能力:約55トン/日)を建設するものである。

事業者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成21年1月22日に自主的環境影響評価実施申出書及び自主的環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を提出した。

市は、この提出を受けて準備書を公告、縦覧したが、市民等からの意見書の提出はなかった。

本審査書は、これらの結果を踏まえ、準備書の内容を総合的に審査し、作成したものである。

1 事業の概要

(1) 事業者

名 称：川崎市

代表者：川崎市長 阿部 孝夫

住 所：川崎市川崎区宮本町1番地

(2) 事業の名称及び種類

名 称：(仮称)ミックスペーパー・その他プラスチック資源化処理施設建設

種 類：廃棄物処理施設の新設

(川崎市環境影響評価に関する条例第 74 条の規定に基づく自主的な環境影響評価)

(3) 事業を実施する区域

位 置：川崎市川崎区浮島町 509 番地 1

区域面積：約 5,600 m² (市街化調整区域)

(4) 計画の概要

ア 目的

資源化処理施設の建設

イ 土地利用計画

区 分		面 積 (m ²)	比 率 (%)
資源 化処 理施 設棟	ミックスペーパー資源化処理施設	約 2,895	約 52
	その他プラスチック資源化処理施設		
	管理諸室 (中央制御室、会議室、休憩室等)		
車路及び駐車場		約 1,985	約 35
緑化地		約 720	約 13
合 計		約 5,600	100

ウ 建築計画等

区 分	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	構 造	階 数	最高高さ (m)
資源化処理施設棟	約 2,895	約 4,000	鉄骨造及び一部 鉄筋コンクリート造	地上 3 階	約 19.5
緑被率	約 32.0%	(仮称) 新臨港清掃場建設事業に係る環境影響評価報告書 (平成 2 年川崎市届出、No.60) に記載した緑被率を確保する。			

エ 施設計画概要

施設名	ミックスペーパー資源化処理施設	その他プラスチック資源化処理施設
処理対象物	ミックスペーパー	その他プラスチック製容器包装
処理能力	約 70 t / 日 (7 t / h × 1 系列)	約 55 t / 日 (2.75 t / h × 2 系列)
処理工程	受入 → 破袋 → 選別 (手選別) → 圧縮 → ベール保管	受入 → 破袋 → 選別 (比重差、手選別) → 圧縮梱包 → ベール保管
処理量	約 2.2 万 t / 年 [全市実施時]	約 1.6 万 t / 年 [全市実施時] 約 0.7 万 t / 年 [モデル収集時]
主要機器	供給コンベヤ (1 基)	供給コンベヤ (2 基)
	破袋機 (1 基)	破袋機 (2 基)
		比重差選別機 (2 基)
	手選別コンベヤ (1 基)	手選別コンベヤ (4 基)
	圧縮機 (1 基)	圧縮梱包機 (2 基)
	排風機 (1 基)	
稼働時間	10 時間 / 日 (8 ~ 18 時)	10 時間 / 日 (8 ~ 18 時)
稼働日数	312 日 / 年	312 日 / 年
従業員数	約 60 名	

オ 輸送計画

地 域	ミックスペーパー		その他プラスチック製容器包装	
川崎区、幸区、 中原区	搬入：小型車 (収集車両)	搬出：大型車 引渡し先：難再生 古紙再生業者	搬入：小型車 (収集車両)	搬出：大型車 引渡し先：再商 品化事業者
高津区、宮前 区、多摩区、 麻生区	搬入：小型車 → 鉄 道輸送 → 大型車 (鉄道コンテナ車)			

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本事業は、ミックスペーパー及びその他プラスチック製容器包装の資源化処理施設を建設するものであり、工事中及び供用時における大気質、騒音、交通安全対策等、計画地周辺に対する生活環境上の配慮が求められることから、準備書に記載した環境保全のための措置に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に計画地周辺の関係者に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策や問合せ窓口等について周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.050ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）が0.070mg/m³で、いずれも環境基準（二酸化窒素：0.04～0.06 ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：0.10mg/m³以下）を満足し、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度（1時間値）の最大値は、二酸化窒素が0.171ppmで中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値（0.1～0.2ppm）を、また、浮遊粒子状物質は0.092mg/m³で、環境基準（0.20mg/m³以下）を満足すると予測している。さらに、建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼさないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素が0.053ppm、浮遊粒子状物質が0.071mg/m³で、いずれも環境保全目標を満足すると予測している。さらに、特定の時間帯に集中しないよう、適切な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼさないとしている。

一方、供用時における排ガスの排出に伴う粉じんの影響は、ビューフォート風力階級4以上の風の出現頻度が、年間観測時間の3.75%程度でわずかであると予測し、また、ベンゼンの長期将来濃度（年平均値）の最大値は2.3059μg/m³で、環境基準（3μg/m³以下）を満足すると予測している。さらに、作業は全て屋内で行うとともに局所に排気設備を設け、集じん器や活性炭吸着設備等で適正に処理するなどの環境保全のための措置を

講ずることから、周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼさないとしている。

また、施設関連車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素が 0.052ppm、浮遊粒子状物質が 0.070mg/m³で、いずれも環境保全目標を満足すると予測している。さらに、鉄道輸送を積極的に利用し施設関連車両台数の抑制を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼさないとしている。

しかしながら、施設関連車両の走行に伴う二酸化窒素については、川崎区の自動車排出ガス測定局の一部で環境基準を達成していない状況にあることから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

イ 悪 臭

本事業では作業を全て屋内で行うとともに、局所に排気設備を設け活性炭吸着設備で適正に処理することなどにより悪臭を防止する計画で、類似施設の現地調査結果においても臭気指数 10 未満であることから、環境保全目標（臭気指数：敷地境界線で 18 以下）を満足すると予測している。さらに、活性炭の交換等、適切な維持管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当である。

ウ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動）

(ア) 騒 音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、浮島処理センター敷地境界において 62.5 デシベルで、環境保全目標（85 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルは、ピーク日において No.1（国道 409 号）が 74.8 デシベル、No.2（市道浮島町 2 号線）が 66.6 デシベルで、いずれも環境保全目標（No.1：70 デシベル以下、No.2：65 デシベル以下）を上回っているが、これらの地点は現況において既に環境保全目標を超えており、工事用車両の走行に伴う増加分は 0.7 デシベル以下と予測している。これに対して、特定の時間帯に集中しないよう、適切な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、

沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

一方、供用時においてコンベヤ、破袋機、圧縮機等の施設の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、浮島処理センター敷地境界において 53.5 デシベルで、環境保全目標（55 デシベル以下）を満足すると予測し、可能な限り低騒音型の設備機器を採用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、施設関連車両の走行に伴う等価騒音レベルは、ピーク日において No.1（国道 409 号）が 74.8 デシベル、No.2（市道浮島町 2 号線）が 66.3 デシベルで、いずれも環境保全目標を上回っているが、これらの地点は現況において既に環境保全目標を超えており、施設関連車両の走行に伴う増加分は 0.4 デシベル以下と予測している。これに対して、特定の時間帯に集中しないよう、適切な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

これらの評価は、計画地周辺の工業専用地域という地域特性を考慮すると、概ね妥当であるが、車両の走行に伴う騒音の影響を極力低減するため、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

(イ) 振 動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は、浮島処理センター敷地境界において 59.4 デシベルで、環境保全目標（75 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事中車両の走行に伴う振動レベルはピーク日ピーク時において、No.1（国道 409 号）が 44.6 デシベル、No.2（市道浮島町 2 号線）が 41.2 デシベルで、いずれも環境保全目標（55 デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、特定の時間帯に集中しないよう、適切な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

一方、供用時において、圧縮機等の施設の稼働に伴う振動レベルの最大値は、浮島処理センター敷地境界において 39.9 デシベルで、環境保全目標（65 デシベル以下）を満足すると予測し、可能な限り低振動型の設

備機器を採用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、施設関連車両の走行に伴う振動レベルはピーク時において、No. 1（国道 409 号）が 44.5 デシベル、No. 2（市道浮島町 2 号線）が 40.2 デシベルで、いずれも環境保全目標（55 デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、特定の時間帯に集中しないよう、適切な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当である。

エ 廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物）

(ア) 一般廃棄物

供用時における一般廃棄物の年間発生量は、収集した資源物の中に可燃不適合物が約 1,950 トン、不燃不適合物が約 1,950 トン混入し、作業員から発生する普通ごみが約 15 トンと予測している。これらについては、不燃不適合物は資源化を行い、再資源化が困難なものについては、浮島処理センターにおいて適正に処理・処分を行うとしている。さらに、市民に対し分別品目の普及広報を徹底し、分別不適合物の最小化に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当である。

(イ) 産業廃棄物

工事中に発生する産業廃棄物は、撤去工事で、アスファルト塊約 1,645 トン、コンクリート塊約 325 トン等、建設工事で、建築系混合廃棄物約 46 トンと予測している。これらについては、可能な限り再資源化を図り、それが困難なものについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく許可を受けた業者に委託して、適正に処理・処分を行うとしている。これらのことから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、具体的な再資源化の方法については、その実施内容を市に報告すること。

オ 景 観

本計画に伴い計画建物が地域景観の構成要素として出現するが、周辺には計画建物より高い工場等が存在しているため、臨海部の工場地帯が一体として有している地域景観の特性の変化や眺望の変化の程度は少ないと予測している。さらに、臨海部色彩ガイドラインに基づく建物の色彩を採用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺環境との調和が保たれるとしているが、建物の形状、外壁の色彩等については、市関係部署と協議すること。

カ 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑については、ピーク時において、交通混雑度は工事中が 0.19～0.25、供用時が 0.18～0.25 で、いずれも円滑な交通の処理が可能とされる交通混雑度 1.0 を下回り、また、交差点需要率は工事中が 0.414、供用時が 0.413 で、いずれも交通量の処理が可能とされる交差点需要率 0.9 を下回ると予測している。さらに、車両が特定の時間帯に集中しないよう、運行管理を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

交通安全については、車両ルートは両側にマウンドアップされた歩道が設置され十分な歩車道分離がなされているとともに、交差点及び横断歩道には信号機が設置されていることから、交通安全への影響は少ないと予測している。さらに、運転者には安全教育を実施し、一般車両及び歩行者の安全を確保するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしているが、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

キ 温室効果ガス

本計画における車両輸送及び鉄道輸送の温室効果ガスの排出量は約 1,177,695 kg-CO₂で、車両輸送のみの場合と比べてその削減量は約 170,136 kg-CO₂、削減効果は約 12.6%と予測している。さらに、鉄道輸送距離を延長すること、その他プラスチック製容器包装の鉄道輸送の活用について検討するなどの環境保全のための措置を講ずることから、温室効果ガスの排出量の抑制が図られるとしている。

この評価は概ね妥当である。

(3) 環境配慮項目に関する事項

準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について、市に報告すること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成21年	1月22日	自主的環境影響評価実施申出書 及び準備書の受理
	1月29日	準備書公告、縦覧開始
	3月16日	準備書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 なし
	3月31日	審査書公告、事業者あて送付